

# ワールドカップと道路占用

(No.3)

## 道路局路政課道路利用調整室

渡邊課長

「W杯のパナーや横断幕の占用は、現行の許可基準をそのまま読むと許可することは難しい、というところまで説明したね。」

坂上係員

「はい、看板等の路上広告物の占用許可基準については、通達※で、一定の物件を除き、占用場所、設置の方法、構造等について厳格に規制されているんですよ。でもなんとかしましょう課長！ 許可に向かってシユート！」

※指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について

(昭和四四年八月二〇日建設省道政発第五二号道路局長通達)

渡邊課長

「ピー、オフサイド。冗談はさておき、大会を盛り上げるためのパナーだから、まずは目立たなきゃ。でも構造や色彩の基準で制約がかかるんだっただね。」

ところで、日本にとってW杯の位置付けがどんなものか知っているかい？」

坂上係員

「占用許可と何か関係するんですか？ えーと、平成七年二月閣議了解の「2002年ワールドカップの日本招致について」の文面では、「ワールドカップの開催は、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものであり」ってなってますね。ふんふん、要はW杯の日本招致は閣議で了解した国際的、国家的イベントであるということですね。」

渡邊課長

「かなわないなあ。まあそういうことだね(苦笑)。」

W杯に先立って行われたコンフェデレーションズカップ2001でも、2002年FIFAワールドカップ日本組織委員会(JAWOC)から横断幕等の道路占用の要望があったんだ。この要望については、現行の路上広告物等についての占用許可基準によれば、許可することは困難なものだったけれど、

○W杯は、日本招致を閣議了解した国際的、国家的イベントであること。

○コンフェデレーションズカップは、W杯を踏まえたブレ大会としての性格を有すること。

○占用の期間は比較的短期間であること。

を考慮し、現行の基準との整合性を極力図りつつ特別の取扱いとすることが適当との判断から、W杯関連の道路占用については、道路管理者としても可能な範囲で協力していく方針とされたんだ。

そして、まずはコンフェデレーションズカップの横断幕等の道路占用の取扱いについて、管内に会場を抱える関係道路管理者あてに文書送付されたんだ。」

坂上係員

「コンフェデレーションズカップでは、具体的にはどんな取扱いがされることになったんですか？」

渡邊課長

「路上広告物等の占用許可基準を示した通達にかかわらず、道路占用の許可ができることとされたんだけど、その場合には、

○占用の主体は、(財)日本サッカー協会とすること。

○占用の期間は、コンフェデレーションズカップの運営に必要な合理的な期間とする。

○占用物件には国際サッカー連盟が認めた公式エンブレムが掲載されているものであること。

○占用物件に掲載されるスポンサー名は、国際サッカー連盟が認めたものであること。等の要件を満たすこととされていたんだよ。」

坂上係員

「へー、そうなんですか。じゃあ、W杯でもカラフルなバナーが日本でも見られそうなんですね。よかった、よかった。」

渡邊課長

「そうだね。今の話はコンフェデレーションズカップについてだけど、本番のW杯に向けても

同じような取扱いとする通達が近いうちに出されると聞いているよ。」

坂上係員

「そっかー、厳しい通達があるって言うから絶対ダメと思っただけど、道路管理者っていうのも、なかなかイキなところがあるじゃないですか。」

渡邊課長

「道路占用許可は、道路法三十三条第一項にもあるように、道路管理者は「許可を与えることができる」とされ、自由裁量に属するものなんだけど、決して何でもOKというものでも、とにかくダメだというものでもないはずだ。もちろん占用は、多少なりとも道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれがあるから、一定の規制は必要だけれども、最後は個別の案件ごとに、「道路の構造や交通への支障」ということに立ち戻って、案件ごとに具体的に判断する姿勢が大切なんだよ。その兼ね合いが難しいんだけどね。」

坂上係員

「世界中のサッカーファンの目に映るW杯のバナーの占用許可の審査に携われるなんて、なんだかワクワクしますね。」

渡邊課長

「そうだね。時には胸の躍るような仕事があっても悪くないよね。」 (この項おわり)

〈登場人物について〉

渡邊課長

四一歳。長年道路管理事務を担当し、今年四月、道路管理課長として着任。

坂上係員

二三歳。今年三月、女子大を卒業したばかりの新人。渡邊課長の下、道路占用事務を担当。